

秦野市市税条例の一部を改正することについて

秦野市市税条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 5 年 6 月 6 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

地方税法の一部改正により、次のとおり改正するとともに、字句の整理を行うものであります。

(1) 軽自動車税について

ア 原動機付自転車のうち、道路運送車両の保安基準に規定する特定小型原動機付自転車の税率を定めること。

イ 電気軽自動車等一定の環境性能を有するものとして地方税法で定める軽自動車（令和 4 年度から令和 7 年度まで（一部の種別は、令和 4 年度から令和 6 年度まで）に新規に車両の番号登録をしたものに限る。）の税率を、それぞれ翌年度分に限り軽減すること。

(2) 移動が生じた引用条項を改めること。



秦野市市税条例の一部を改正する条例

秦野市市税条例（平成元年秦野市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第2項中「同条例第34条第3項及び第35条」を「同条第3項及び同条例第35条」に改める。

第15条第3項中「法人税法第4条の7」を「法人税法第4条の3」に改める。

第24条第2項中「第27条の2において同じ」を「同条において同じ」に改め、同条第3項中「前項の」を「同項の」に改める。

第27条の3第1号中「及び次号」を「及び同号」に改める。

第31条第1号エ中「及び側面」を「、側面」に改め、「3輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附則第24項中「法附則第15条第26項第1号イ」を「法附則第15条第25項第1号イ」に改める。

附則第25項中「法附則第15条第26項第1号ロ」を「法附則第15条第25項第1号ロ」に改める。

附則第26項中「法附則第15条第26項第1号ハ」を「法附則第15条第25項第1号ハ」に改める。

附則第27項中「法附則第15条第26項第1号ニ」を「法附則第15条第25項第1号ニ」に改める。

附則第28項中「法附則第15条第26項第2号イ」を「法附則第15条第25項第2号イ」に改める。

附則第29項中「法附則第15条第26項第2号ロ」を「法附則第15条第25項第2号ロ」に改める。

附則第30項中「法附則第15条第26項第2号ハ」を「法附則第15条第25項第2号ハ」に改める。

附則第31項中「法附則第15条第26項第3号イ」を「法附則第15条第25項第3号イ」に改める。

附則第32項中「法附則第15条第26項第3号ロ」を「法附則第15条第25項第3号ロ」に改める。

附則第 3 3 項中「法附則第 1 5 条第 2 6 項第 3 号ハ」を「法附則第 1 5 条第 2 5 項第 3 号ハ」に改める。

附則第 3 4 項中「法附則第 1 5 条第 2 9 項」を「法附則第 1 5 条第 2 8 項」に改める。

附則第 3 5 項中「法附則第 1 5 条第 3 3 項」を「法附則第 1 5 条第 3 2 項」に改める。

附則第 3 6 項中「法附則第 1 5 条第 3 4 項」を「法附則第 1 5 条第 3 3 項」に改める。

附則第 4 0 項中「平成 3 1 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 3 1 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 2 年度分の、令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日」を「令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日」に、「令和 3 年度分」を「、初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改める。

附則第 4 1 項から附則第 4 4 項までを削る。

附則第 4 5 項中「法附則第 3 0 条第 7 項」を「法附則第 3 0 条第 3 項」に改め、「令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の、」を削り、「令和 5 年 3 月 3 1 日」を「令和 8 年 3 月 3 1 日」に、「令和 5 年度分」を「、初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「附則第 4 2 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第 2 号ア（イ）中「3, 9 0 0 円」とあるのは「2, 0 0 0 円」と、同号ア（ウ）中「6, 9 0 0 円」とあるのは「3, 5 0 0 円」」に改め、同項を附則第 4 1 項とする。

附則第 4 6 項中「法附則第 3 0 条第 8 項」を「法附則第 3 0 条第 4 項」に改め、「令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の、」を削り、「令和 5 年 3 月 3 1 日」を「令和 7 年 3 月 3 1 日」に、「令和 5 年度分」を「、初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「附則第 4 3 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第 2 号ア（イ）中「3, 9 0 0 円」とあるのは「3, 0 0 0 円」と、同号ア（ウ）中「6, 9 0 0 円」とあるのは「5, 2 0 0 円」」に改め、同項を附則第 4 2 項とし、附則第 4 7 項から第 5 4 項までを 4 項ずつ繰り上げる。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第31条第1号エの改正規定は、令和5年7月1日から施行する。

### (軽自動車税に関する経過措置)

- 2 この条例による改正後の秦野市市税条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

議案第 27 号 秦野市市税条例の一部を改正する条例案新旧対照表

網かけ部分以外は、字句の整理によるものです。

新	旧
<p>(秦野市行政手続に関する条例の適用除外)</p> <p>第 9 条の 2 (略)</p> <p>2 秦野市行政手続に関する条例第 3 条及び第 3 4 条第 4 項に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導については、<u>同条第 3 項及び同条例第 3 5 条</u>の規定は、適用しない。</p> <p>(法人の市民税の課税の特例)</p> <p>第 1 5 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>法人税法第 4 条の 3</u>に規定する受託法人については、第 1 項の規定は、適用しない。</p> <p>(共用土地等に係る固定資産税額の按分の申出)</p> <p>第 2 4 条 (略)</p> <p>2 法第 3 5 2 条の 2 第 6 項に規定する特定被災共用土地（以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第 6 項に規定する特定被災共用土地納税義務者（第 4 項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が法第 3 4 9 条の 3 の 3 第 1 項に規定する被災年度（以下この項及び第 2 7 条の 2 において</p>	<p>(秦野市行政手続に関する条例の適用除外)</p> <p>第 9 条の 2 (略)</p> <p>2 秦野市行政手続に関する条例第 3 条及び第 3 4 条第 4 項に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導については、<u>同条例第 3 4 条第 3 項及び第 3 5 条</u>の規定は、適用しない。</p> <p>(法人の市民税の課税の特例)</p> <p>第 1 5 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>法人税法第 4 条の 7</u>に規定する受託法人については、第 1 項の規定は、適用しない。</p> <p>(共用土地等に係る固定資産税額の按分の申出)</p> <p>第 2 4 条 (略)</p> <p>2 法第 3 5 2 条の 2 第 6 項に規定する特定被災共用土地（以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第 6 項に規定する特定被災共用土地納税義務者（第 4 項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が法第 3 4 9 条の 3 の 3 第 1 項に規定する被災年度（以下この項及び第 2 7 条の 2 において</p>

「被災年度」という。)の翌年度又は翌々年度(法第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等(第27条の2において「避難の指示等」という。)が行われた場合において、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日(以下この項及び第27条の2において「避難等解除日」という。)の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年(第27条の2において「被災年」という。)の翌年以後の年であるときは、その被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とし、法第349条の3の3第1項に規定する被災市街地復興推進地域(第27条の2において「被災市街地復興推進地域」という。)が定められた場合(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。同条において同じ。)には、その被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。)の初日の属する年の1月31日までに規則で定める事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

- 3 法第352条の2第7項の規定により特定被災共用土地とみなされた法第349条の3の3第3項に規定する特定仮換地等に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「同条第6項」とあるのは「同条第7項の規定により読み替えて適用さ

「被災年度」という。)の翌年度又は翌々年度(法第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等(第27条の2において「避難の指示等」という。)が行われた場合において、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日(以下この項及び第27条の2において「避難等解除日」という。)の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年(第27条の2において「被災年」という。)の翌年以後の年であるときは、その被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とし、法第349条の3の3第1項に規定する被災市街地復興推進地域(第27条の2において「被災市街地復興推進地域」という。)が定められた場合(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。第27条の2において同じ。)には、その被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。)の初日の属する年の1月31日までに規則で定める事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

- 3 法第352条の2第7項の規定により特定被災共用土地とみなされた法第349条の3の3第3項に規定する特定仮換地等に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「同条第6項」とあるのは「同条第7項の規定により読み替えて適用さ

れる同条第6項」と、「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」として、同項の規定を適用する。

(現所有者の申告)

第27条の3 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から3か月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係）

(2)－(5) (略)

(種別割の税率)

第31条 種別割の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれの各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア－ウ (略)

エ 3輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、0.5メートル以下の3輪

れる同条第6項」と、「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」として、前項の規定を適用する。

(現所有者の申告)

第27条の3 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から3か月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び次号に規定する個人との関係）

(2)－(5) (略)

(種別割の税率)

第31条 種別割の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれの各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア－ウ (略)

エ 3輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの、及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、0.5メートル以下の3



のもの及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額3,700円

(2)・(3) (略)

附 則

1-23 (略)

24 法附則第15条第25項第1号イの条例で定める割合は、3分の2とする。

25 法附則第15条第25項第1号ロの条例で定める割合は、3分の2とする。

26 法附則第15条第25項第1号ハの条例で定める割合は、3分の2とする。

27 法附則第15条第25項第1号ニの条例で定める割合は、3分の2とする。

28 法附則第15条第25項第2号イの条例で定める割合は、4分の3とする。

29 法附則第15条第25項第2号ロの条例で定める割合は、4分の3とする。

30 法附則第15条第25項第2号ハの条例で定める割合は、4分の3とする。

輪のものを除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額3,700円

(2)・(3) (略)

附 則

1-23 (略)

24 法附則第15条第26項第1号イの条例で定める割合は、3分の2とする。

25 法附則第15条第26項第1号ロの条例で定める割合は、3分の2とする。

26 法附則第15条第26項第1号ハの条例で定める割合は、3分の2とする。

27 法附則第15条第26項第1号ニの条例で定める割合は、3分の2とする。

28 法附則第15条第26項第2号イの条例で定める割合は、4分の3とする。

29 法附則第15条第26項第2号ロの条例で定める割合は、4分の3とする。

30 法附則第15条第26項第2号ハの条例で定める割合は、4分の3とする。

- 3 1 法附則第 1 5 条第 2 5 項第 3 号イの条例で定める割合は、  
2 分の 1 とする。
- 3 2 法附則第 1 5 条第 2 5 項第 3 号ロの条例で定める割合は、  
2 分の 1 とする。
- 3 3 法附則第 1 5 条第 2 5 項第 3 号ハの条例で定める割合は、  
2 分の 1 とする。
- 3 4 法附則第 1 5 条第 2 8 項の条例で定める割合は、3 分の 2  
とする。
- 3 5 法附則第 1 5 条第 3 2 項の条例で定める割合は、3 分の 1  
とする。
- 3 6 法附則第 1 5 条第 3 3 項の条例で定める割合は、3 分の 2  
とする。
- 3 7 - 3 9 (略)
- 4 0 法附則第 3 0 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する 3 輪以  
上の軽自動車に対する第 3 1 条の規定の適用については、その  
軽自動車が令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間  
に初回車両番号指定を受けた場合には、初回車両番号指定を受  
けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、  
次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句  
は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

- 3 1 法附則第 1 5 条第 2 6 項第 3 号イの条例で定める割合は、  
2 分の 1 とする。
- 3 2 法附則第 1 5 条第 2 6 項第 3 号ロの条例で定める割合は、  
2 分の 1 とする。
- 3 3 法附則第 1 5 条第 2 6 項第 3 号ハの条例で定める割合は、  
2 分の 1 とする。
- 3 4 法附則第 1 5 条第 2 9 項の条例で定める割合は、3 分の 2  
とする。
- 3 5 法附則第 1 5 条第 3 3 項の条例で定める割合は、3 分の 1  
とする。
- 3 6 法附則第 1 5 条第 3 4 項の条例で定める割合は、3 分の 2  
とする。
- 3 7 - 3 9 (略)
- 4 0 法附則第 3 0 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する 3 輪以  
上の軽自動車に対する第 3 1 条の規定の適用については、その  
軽自動車が平成 3 1 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 3 1 日までの  
間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 2 年度分の、令和  
2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日までの間に初回車両番号  
指定を受けた場合には令和 3 年度分の軽自動車税の種別割に限り、  
次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句  
は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

4 1 法附則第 3 0 条第 3 項第 1 号及び第 2 号に規定する 3 輪以上の軽自動車に対する第 3 1 条の規定の適用については、その軽自動車が平成 3 1 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 3 1 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 2 年度分の、令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 3 年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 2 号ア (イ)	3, 9 0 0 円	2, 0 0 0 円
第 2 号ア (ウ)	6, 9 0 0 円	3, 5 0 0 円
	1 0, 8 0 0 円	5, 4 0 0 円
	3, 8 0 0 円	1, 9 0 0 円
	5, 0 0 0 円	2, 5 0 0 円

4 2 法附則第 3 0 条第 4 項第 1 号及び第 2 号に規定する 3 輪以上の軽自動車に対する第 3 1 条の規定の適用については、その軽自動車が平成 3 1 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 3 1 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 2 年度分の、令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 3 年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ)	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

43 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものに限る。）に対する第31条の規定の適用については、その軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、附則第41項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

44 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第31条の規定の適用については、その軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、附則第41項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表

4 1 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第31条の規定の適用については、その軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

4 2 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第31条の規定の適用については、その軽自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア（ウ）中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。

4 3 - 5 0 （略）

の右欄に掲げる字句とする。

4 5 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第31条の規定の適用については、その軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、附則第42項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

4 6 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第31条の規定の適用については、その軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、附則第43項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

4 7 - 5 4 （略）

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第31条第1号エの改正規定は、令和5年7月1日から施行する。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 2 この条例による改正後の秦野市市税条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

## 秦野市市税条例の一部を改正することについて

### 1 特定小型原動機付自転車の車両区分創設に伴う改正

道路交通法の一部を改正する法律及び道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令において、現行の原動機付自転車から区分して新たに定義された特定小型原動機付自転車に係る軽自動車税種別割の税率を定めるものです。

対象車両	税率	定義
一定の要件を満たす電動キックボード等	2,000 円	原動機付自転車のうち、電動機の定格出力が 0.6 kW 以下であって、長さ 1.9 m、幅 0.6 m 以下かつ最高速度 20 km/h 以下のものを特定小型原動機付自転車とし、それ以外の原動機付自転車を一般原動機付自転車とする。

### 2 軽自動車税の種別割に係るグリーン化特例の適用見直し

#### (1) 改正の概要

軽自動車税において、排ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷が小さい車両（令和元年度から令和3年度中に新規に車両番号を登録したものに限り。）の税率を軽減するグリーン化特例を削除するものです。

また、低炭素社会の実現や地域における環境対策のため、より燃費性能等の優れた軽自動車の普及を促進する観点から、軽自動車税種別割の税率を軽減するグリーン化特例の適用期限が見直され、令和8年度課税分まで延長するものです。

#### (2) 特例の内容

##### ア 軽減率及び適用車両

特例割合		適用対象車
区分	① 75%軽減	電気自動車、天然ガス自動車 令和7年度取得分までを対象
	② 50%軽減	令和12年度基準90%達成（営業用乗用車のみ） 令和7年度取得分までを対象
	③ 25%軽減	令和12年度基準70%達成（営業用乗用車のみ） 令和6年度取得分までを対象

※上記に加え、一定の排ガス規制及び令和2年度燃費基準達成を要求

イ 年税額

車種区分		標準税率	①軽減率 75%	②軽減率 50%	③軽減率 25%
三輪車		3,900円	1,000円	2,000円	3,000円
四輪車	乗用	営業用	6,900円	1,800円	3,500円
		自家用	10,800円	2,700円	
	貨物	営業用	3,800円	1,000円	
		自家用	5,000円	1,300円	

(3) 取得期間及び課税年度

取得期間	課税年度
令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	令和6年度
令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	令和7年度
令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	令和8年度

3 引用条項及び字句の整理

移動が生じた引用条項を改めるとともに、字句を整理するものです。

4 施行日

この条例は、公布の日から施行する。ただし、特定小型原動機付自転車の規定は、令和5年7月1日から施行する。